

2017年 AOSSG 年次総会会議報告

I. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2017年11月29日及び30日の2日間、中国の杭州にて、第9回 AOSSG 年次総会が開催された。今回より、議長国が韓国から中国に交代し、インドが副議長国に選任されている（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国になることになっている。）年次総会には、18の法域¹から、約80名が参加したほか、国際会計基準審議会（IASB）からは Hans Hoogervorst 議長ほかに参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小野委員長ほかが出席した。

以下、本報告書において主な議題に関する議論の概要を報告する。

II. AOSSG 年次総会の概要

第9回年次総会の議題は、次のとおりであった。

	議題	担当
2017年11月29日		
1	新議長国の紹介及び挨拶	韓国、中国
2	新副議長国の選任及び挨拶	インド
3	IASB の活動状況	IASB
4	テクニカルセッション：金融商品	オーストラリア
5	IFRS の適用状況	インド
6	テクニカルセッション：概念フレームワーク	中国
7	テクニカルセッション：基本財務諸表	韓国
8	テクニカルセッション：共通支配下の企業結合	香港
9	IFRS の適用状況	スリランカ、タイ
2017年11月30日		
10	AOSSG 戦略計画	韓国
11	AOSSG のワーキング・グループ（WG）、及びメンタリング・プログラム	韓国、オーストラリア

¹ 今回の年次総会に参加した法域は、中国（議長国）、インド（副議長国）、日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、シンガポール、シリア、スリランカ、タイ、ベトナムの18の法域であった。本報告書において、会計基準設定主体の表記は、ASBJを除き、法域名（国又は地域名）のみを記載している。

12	テクニカルセッション：中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs)	マレーシア
13	イスラム金融に関する財務報告	マレーシア
14	IFRS の適用状況、及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用上の課題	ASBJ
15	IFRS の適用上の課題 (公正価値、及びのれんの会計処理)	中国
16	ハイレベルな財務会計人材の育成	中国
17	総括等	IASB、中国

(1) IASB の活動状況

IASB の Hans Hoogervorst 議長、Chung Woo Suh 理事、Jianqiao Lu 理事、Michelle Sansom ディレクターより、次の項目について IASB の活動状況のアップデートが報告された。

- 戦略に関するアップデート
 - IASB ボードメンバーの構成
 - IFRS 財団の評判 (reputation) に関するリサーチ
- 2016 年から 2017 年の活動
 - IFRS 第 17 号「保険契約」
- 2017 年から 2021 年までの IASB ワークプランの遂行
 - コミュニケーションの改善
 - 概念フレームワーク
 - 料金規制対象活動
 - リサーチ・プログラム
- 適用支援

参加者からは、IFRS 第 17 号の欧州を含む各法域又は地域におけるエンドースメント手続の進捗、IASB による IFRS 第 17 号の発効日の延期、一部の要求事項の修正などの可能性について、アジア・オセアニア地域の関係者の中でも懸念があることが示された。これに対して、IASB の Hoogervorst 議長からは、懸念がないわけではないが、現時点において、IASB が発効日の延期を含む基準書の修正を検討することは予定しておらず、適用上の論点については、今後の移行リソース・グループ (TRG) の活動を通じて対処する用意があることが強調された。

(2) テクニカルセッション：金融商品

オーストラリアの会計基準設定主体の代表者より、資本の特徴を有する金融商品

(FICE) に関する IASB のリサーチ・プロジェクトの検討状況に関するアップデートが報告され、特に、IASB が検討中の「ガンマ・アプローチ」の説明が行われた。

参加者は、オーストラリアの会計基準設定主体の代表者から提供された複数の金融商品の例について、「ガンマ・アプローチ」が適用される場合に負債又は資本のいずれに分類されるか、現行の IAS 第 32 号「金融商品：表示」に基づく分類から変更されるかについて、議論を行った。

(3) テクニカルセッション：概念フレームワーク

中国の会計基準設定主体の代表者より、概念フレームワークに関する IASB の基準設定プロジェクトの検討状況のアップデートが報告された。また、IASB の Chung Woo Suh 理事より、改訂後の概念フレームワークの主な内容が紹介された。

参加者からは、負債の定義、資産の定義に使用される「支配」の概念などに関する質問が提起され、参加した IASB 理事の見解の共有がなされた。また、現在進行中の文案作成プロセスについて、IASB の Hoogervorst 議長からは、IASB スタッフが過去の IASB ボード会議における暫定合意の内容を「解釈」することがないように、文案作成の過程で識別された論点は IASB ボードで審議し、透明性を損なわないようにしていることが説明された。

(4) テクニカルセッション：基本財務諸表

韓国の会計基準設定主体の代表者より、基本財務諸表に関する IASB のリサーチ・プロジェクトの検討状況に関するアップデートが報告され、特に、財務業績計算書における投資区分の導入、及び財務収益／費用の定義に関する論点について議論が行われた。

参加者からは、財務業績計算書の比較可能性を高めるという目的を達成するためには、要求する分類項目（例えば、EBIT など）の定義を定めるなど、より原則に基づくアプローチを採用することが有効ではないかとする見解が複数示された。また、別の参加者からは、投資区分を設けることで、キャッシュ・フロー計算書における区分との混乱が生じることへの懸念が示された。IASB の Hoogervorst 議長からは、実務において既に Non-GAAP の指標が多数用いられている状況の中で、頻繁でない項目の取扱いを含め、何がどこまで許されるべきなのかが明確でなく、何らかの規律を作ることが必要であるとの認識が示された。

(5) テクニカルセッション：共通支配下の企業結合

香港の会計基準設定主体の代表者より、IASB が共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトを進めていることに関連して香港の会計基準設定主体が実施した、米国、英国及び IASB による簿価引継法の開発及び適用の歴史に関するリサーチ結果の

発表が行われた。また、今後の共通支配下の企業結合の会計処理に関する要求事項の開発の方向性について議論が行われた。

参加者からは、簿価引継法の使用はあり得るかもしれないが、使用すべき場合の線引きに難しさがあることが指摘された。別の参加者からは、共通支配下の企業結合の会計処理を検討するにあたり、概念フレームワークを参照し、報告企業とは何か、子会社の財務諸表の目的、財務報告の利用者の情報ニーズなどを考慮することが有用ではないかとの見解が示された。

(6) AOSSG の戦略計画、WG、及びメンタリング・プログラム

AOSSG の前議長国である韓国の会計基準設定主体の代表者より、2015年-2019年のAOSSG戦略計画に基づくこの1年の主要な進捗として、(1)WGの改組及びASAF会議におけるAOSSG代表に関するプロセスの変更、(2)IFRS財団のトラスティとの会合、(3)メンタリング・プログラムの進捗について報告が行われた。今回の報告を踏まえて、2017年12月より、ASAF会議におけるAOSSGの代表は、すべての議題について議長国の代表者がAOSSGの代表を務める方法から、議題に応じてWGのリーダーがAOSSGを代表する方法に変更される。

メンタリング・プログラムは、地域内の法域においてIFRSを新たに採用する場合に、既にIFRSを採用している法域における経験を活用する試みである。当該プログラムについて、参加者からは、IFRSへの移行期だけでなく、新基準の導入などのメンテナンスに関する活動の中で困難に直面することがあり、継続的な支援を期待するとの意見が寄せられた。他の参加者からは、WGの活動を通じて、IASBが公表する新基準や公開草案などの理解を共有するための活動を行う意図があることが示された。

(7) テクニカルセッション：中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs)

マレーシアの会計基準設定主体の代表者より、マレーシアの会計基準設定主体が実施した、アジア・オセアニア地域におけるIFRS for SMEsの適用に関する調査について経過報告が行われた。報告では、AOSSGメンバーの約半数の法域においてIFRS for SMEsの適用が要求又は許容されていることなどが示された。また本調査では、IFRS for SMEsの実用性や、IFRSの主要な新基準のIFRS for SMEsへの反映に関する、AOSSGメンバーの見解が取り纏められる予定であることも示された。

(8) イスラム金融に関する財務報告

マレーシアの会計基準設定主体の代表者より、2010年に実施されたイスラム金融に関する財務報告に係るリサーチにおいて識別された論点について、各法域の現在のポジションを確認するために、アップデートのためのリサーチが行われたことが報告された。また、リサーチの結果として、イスラム金融に特有な論点であっても、既存のIFRSの

基準書の範囲で対処できる可能性が示唆されたことなどが報告された。

(9) IFRS 第15号の適用上の課題

ASBJの代表者より、日本の状況のアップデートとして、IFRS第15号を出発点として、日本基準における収益認識に関する会計基準の開発を進めており、開発の過程でIFRS第15号の適用上の課題が複数識別されていることが報告された。また、日本において識別されている論点を参考にASBJスタッフが作成した事例を共有し、参加者との間で、示された事例のIFRS第15号に基づく会計処理について議論された。

(10) IFRSの適用上の課題（公正価値、及びのれんの会計処理）

中国の会計事務所の代表者より、IFRSの適用上の課題として、IFRS第13号「公正価値測定」の適用に関する実務上の困難さ、及びのれんの非償却の影響に関する発表が行われた。

のれんの会計処理に関する発表の中では、発表者が実施した定量調査の結果として、中国の上場企業において、のれんの残高が近年著しく増加していることや、事例によっては企業結合のために支払われた対価の大部分がのれんとして認識されていることなどが報告された。また、発表者の見解として、のれんの償却の再導入及び減損テストモデルの簡素化を支持していることも示された。

(11) 総括等

本会議の総括として、IASBのHoogervorst議長より、AOSSGは参加する法域間で多様性があり、参加者の活力ある議論から、地域における課題を直接把握することができたことは、IASBとして非常に有意義であったとの感想が述べられた。また、シンガポールの会計基準設定主体の代表者であるKevin Kwok氏より、2018年のAOSSG年次総会はシンガポールで開催したいとの発言があった。最後に、AOSSGの議長国である中国を代表してYibin Gao氏より、本会議でテクニカルな論点やIFRS適用に関するアップデートを含む、実りある議論が行われたことに謝意が示された。また、今後もAOSSGメンバーが密に連携することにより、将来のIFRSの開発における主導的な役割を果たしていくことが期待されるとする見解が表明された。

以上